



2023 THOUGHT LEADERSHIP

CCSに関する法/規制指標2023



GLOBAL CCS
INSTITUTE

IAN HAVERCROFT
Principal Consultant – Policy, Legal and Regulatory

NABEELA RAJI
Consultant - Legal and Regulatory

目次

1.0 主要なメッセージ	3
2.0 はじめに	4
3.0 2023年の結果	6
4.0 分析および結論	7
4.1 重要な傾向と主要な課題	7
4.2 地域的評価および結論	10
4.2.1 欧州	11
4.2.2 中東およびアフリカ	13
4.2.3 アジア太平洋	15
4.2.4 米州	17
5.0 方法論	19
5.1 評価基準	19
5.2 各国の採点法	20



1.0 主要なメッセージ

1. 2023年の評価は、世界のいくつかの国および地域において、CCS特有の法/規制の整備に対する新たな、また一部のケースではより最近の、重点的な取り組みを明らかにした。一部の国々は自国の規制制度において小さな変化しか経験していないが、評価におけるパフォーマンスを大幅に向上させるような、より顕著で重要な修正を行った国は更に少ない。
2. 指標の以前のバージョンのように、2023年の評価は、より大きな進展の大半が欧州および北米で見られたことを明らかにした。オーストラリア、カナダ、デンマークおよび米国等、前回高得点を得た国は、自国のCCS特有の法/規制制度の強化と地方レベルにおける新たな進展によって、再び評価スコアを向上させた。現在では複数の国が、これらの従来から高得点な国に加わっており、ノルウェー、アイスランドおよびオランダは全て、それらの国と同様に、同技術のための高度な法/規制枠組を有していると評価されている。
3. 既存のCCS特有制度の強化、依然として残っている普及の障壁の除去および承認プロセスの合理化に焦点を置くことは、スコアをより大幅に向上させることにつながった改善点のほんの数例である。国家政策の中で法整備の必要性を正式に認めることや、国ないし地方レベルの法律にCCSに関連する追加的な小さな変更を施すことは、国のスコアを大きく向上させることにつながっていない。
4. 貯留のためのCO₂の越境移動に関する問題は、世界のいくつかの国においてかなり重要なトピックであることが証明された。地域ハブの一環でサービスとして貯留を提供する計画中の貯留プロジェクトの開発や、一部の国の限られた国内貯留可能性は、政府が回収されたCO₂の輸出入における法/規制上の障壁に対処することに重点を置くことにつながった。最近の活動の中心となったのは、海底下貯留のためにCO₂の輸出を許可する、先の2009年改正の暫定的適用を認める、2019年のロンドン議定書(London Protocol)締約国の中である。その結果、いくつかの国は、先の2009年改正を批准すると共に、CO₂の越境移動を巡る他国との二国間協定を締約するために手段を講じた。
5. 欧州および北米のいくつかの国が良好な成績を達成している一方で、2023年評価は、東南アジアの2国のスコアに大幅な向上が見られることにも言及している。インドネシアおよびマレーシアは両国とも、CCS特有の法律を導入した結果、今年の評価でスコアを向上させた。インドネシア政府によるCCSおよびCCUSプロジェクトのための包括的な国家規制枠組の導入は、同国スコアの大幅な向上につながった。マレーシア・サラワク(Sarawak)州のCCS活動を規制する法律を可決させた同州における同様の展開もまた、同国スコアを改善することにつながった。東南アジア、そして実際にはより広範なアジア太平洋地域の他の国々においては、2023年評価結果に殆ど変化が見られないが、直近の政策およびプロジェクトの発表は、今後数年のうちに更なる大きな展開が見られるようになることを示唆している。
6. 一部の国の法/規制枠組は改善しているものの、2023年評価は、レビューされた国の3分の1以上について、CCS特有の枠組に全く変化が見られないか、最終スコアに影響を及ぼさない程度の小さな変化しか行わなかったことを明らかにしている。この数字が指標の以前のバージョンより低いことは前向きな点であるが、この活動の欠如は、多くの国や地域における普及の大きな障害となる可能性が高い。もしいくつかの国が同技術の国内普及と排出量削減の目標を実現するつもりならば、それらの国は今後数年においてCCS特有の枠組の整備により大きな重点を置くことが求められる可能性が高い。

2.0 はじめに

CCSは主要な気候変動緩和技術であり、世界的なネットゼロ排出への移行の極めて重要な構成要素として、ますます認識されるようになっている。国々が自らの国家環境目標を達成するために同技術の役割の検討を更に進めて行く上で、CCS活動を促進する効果的な法/規制制度を設計することは、政府にとって主要な優先事項であり続ける。

過去20年にわたって、世界の多くの国および地域がCCS活動を規制する法律を制定し、実施するために重要な手段を講じて来ている。北米、アジア太平洋および欧州の国々等、いくつかの先行組の政府は、CCSプロジェクトのライフサイクルの新しい側面の多くに対応した非常に高度で包括的な規制モデルを確立した。これらの枠組の中核的な構成要素は、近年において世界の他の国における規制モデルの整備を支えてきたが、CCSプロジェクトの新しいアプリケーションおよびビジネス・モデルの出現は、実施を支援する法/規制枠組を積極的に洗練させ、拡充させるためのイニシアチブにつながった。

グローバルCCSインスティテュート(Global CCS Institute)は、CCSの規制に関する現状と傾向に対する最新のインサイトおよびコメントリーを提供するため、世界各国の法/規制枠組の展開を継続的に追跡している。この現在進行形の作業プログラムの一環として、インスティテュートは、世界のいくつかの国および地域の国家法/規制制度を評価し、比較するために、CCS Legal and Regulatory Indicator(CCS法/規制指標:LRI、以下「指標」)を開発した。指標の2つの正式版は2015年および2018年にインスティテュートによって刊行され、更なる評価が2020年に実施された。

このたび3回目となる正式版において、インスティテュートの2023年評価は、56の国および地域におけるCCSに適用する法/規制枠組の詳細な分析を提示している。また、2023年評価には今回、本報告書の初期段階では含まれていなかった2つの新しい国・地域も含まれている。しかし、指標の目的はこれまでと同様、この技術の包括的な法/規制枠組を確立させるために重要な様々な法/規制要素に対する国のアプローチを分析し、評価しようと試みることである。



インスティテュートの2023年指標の基礎を成すのは、今回も、以前のバージョンを支えた評価モデルである。以前のバージョンのように、2023年評価も次の点を試みた。

- ・ 政策立案者、規制当局およびプロジェクト提案者等、世界の読者に対し、同技術の法律および規制の例を浮き彫りにして見せる。
- ・ CCSプロジェクトの普及に対する各国・地域の法/規制枠組の包括性を判断する。
- ・ 国の法/規制に関する展開の定期的な評価および比較を行うための明確に定義された方法論を作成する。
- ・ インスティテュートが、世界のいくつかの国・地域における法/規制に関する進展を追跡すると共に、ギャップおよび機会を特定できるようにする。
- ・ 以前評価された国における法/規制枠組の変化を推進する主要な傾向および要因を分析する。
- ・ CCSのための政策、法律および規制の展開に関する世界的な議論に、インスティテュートとして更に貢献する。

2023年CCS法/規制指標は、貯留に利用できる世界の地質学的資源および同技術に対する政策支援の評価を目的とした、2つの異なる評価ツールによってしっかりと補完される。「世界の地中貯留レディネスアセスメント（Global Storage Readiness Assessment: SI）」および「CCS政策指標（CCS Policy Indicator: PI）」の最新バージョンも、2023年にインスティテュートによって刊行される。

プロジェクト・チーム

グローバルCCSインスティテュートは、LRIプロジェクトを主導し、最終報告書を作成した。プロジェクト・コーディネーターは、Ian Havercroft（政策・法律・規制担当主席コンサルタント）およびNabeela Raji（法律・規制担当コンサルタント）である。

Baker McKenzie法律事務所は、本プロジェクトの顧問を務め、同所の地域事務所は、指標で取り上げられた56か国の法/規制上のレビューを支援した。インスティテュートは、同所のオーストラリアを拠点とする環境プラクティスグループ（Environmental Practice Group）のRuth Dawes氏、Tom Webb氏およびAmber Hu氏の本プロジェクトに対する尽力に感謝の意を表する。



3.0 2023 RESULTS

COUNTRY	SCORE
Australia	70
United Kingdom	68
Denmark	66.5
United States of America	66.5
Canada	66
Norway	61.5
Croatia	60.5
Iceland	58
Netherlands	58
Germany	57.5
Greece	57.5
Italy	57.5
Cyprus	57
Malta	56
Sweden	56
Luxembourg	53.5
Czechia	51.5
Bulgaria	49.5
Hungary	49.5
Slovak Republic	48.5
France	48
Indonesia	48
Lithuania	47.5
Belgium	47
Portugal	47
Romania	45.5
Finland	45
Poland	45

COUNTRY	SCORE
Malaysia	44.5
Spain	43.5
Mexico	41.5
Korea	39.5
Japan	36.5
New Zealand	36.5
South Africa	36.5
Singapore	36
Slovenia	36
Trinidad and Tobago	34.5
Latvia	32.5
Egypt	32
Estonia	31
Algeria	30
Austria	30
Brazil	30
China	28
Philippines	26.5
Vietnam	26
India	25
Ireland	25
Oman	23
Thailand	22
Botswana	18
Brunei	16
United Arab Emirates	13
Saudi Arabia	10.5
Switzerland	N/A

4.0 分析および結論

2023年評価は、世界の法/規制面における展開のペースが著しく変化していることを明らかにした。いくつかの国および地域では、この活動によって国内の法/規制枠組が改善され、その結果、国の評価スコアも向上した。2020年以降、11の国および地域が自らの規制制度に大きな変化を認め、それが2023年のスコアの顕著な変化につながったが、一方で更なる19か国では、変化がスコアの小さな見直しにしかつながらなかった。

国レベルの分析は、プロジェクトのライフサイクルの殆どの側面においてCCS活動に対処する法/規制枠組を整備している一群の国々を再び明らかにしている。しかし、この評価で注目すべきは、CCS特有の制度を大幅に改善し、今やオーストラリア、カナダ、デンマーク、英国および米国といった先行国の仲間入りを果たしたと見なせる国の数である。例えば、ノルウェーおよびアイスランドにおける最近の顕著な法/規制介入は、これらの国のスコアの大幅な向上につながっており、プロジェクトのライフサイクルを通して同技術をより包括的に規制できるようになっている。

前回の評価以降、新しい法/規制上の規定や既存制度の改正は、前回の評価で低得点だった国を含むいくつかの国のスコアを大幅に向上させた。前回高得点だった国の中で特筆すべきは、カナダ、米国、デンマークおよびオーストラリアであり、これらの国は全てそのパフォーマンスを更に向上させた。これらのケースでは、制度内に依然として残っているギャップに対処することや関連する承認プロセスの合理化によって、CCS特有の枠組が強化されている。また、インドネシアおよびマレーシア・サラワク州におけるCCS特有の法律の整備および施行は、両国の評価スコアを大幅に向上させることにつながった。

しかし、多くの国および地域における展開の早さにもかかわらず、2023年評価は、分析された56か国の中24か国が、前回のレビュー以来、自国の制度に小さな変化しか認めなかっただけか、何の変化も認めなかっただことを明らかにしている。その直接的な結果として、これらの国のスコアは据え置きとなった。このカテゴリーに当てはまる国のは前回の評価時より減少しているが、この沈滞は、世界の多くの地域で同技術をより幅広く普及させる上での課題となる可能性がある。

4.1 重要な傾向および主要な課題

2023年評価の結果はまた、CCS特有の法律および規制を整備する中央政府のアプローチにおけるいくつかの幅広いテーマや傾向を浮き彫りにしている。2023年評価で特に見られた傾向としては、CO₂の越境移動の促進および規制への重点、既存のCCS特有制度の強化および改善、ならびに早期プロジェクトの促進が明らかになった。

4.1.1 CO₂の越境移動の規制

地中貯留を目的としたCO₂の越境移動の合法性および規制は、いくつかの国でのCCS普及に対するアプローチにおいて重要な検討事項となっている。様々な産業排出源からCO₂を受け入れ、採算性のある普及経路を提供する可能性を持つ、提案されている産業ハブの開発は、一部のケースにおいて、これらのプロジェクトの一環としてCO₂の越境移動を含む。同様に、限られた国内貯留能力しか持たない一部の国は、国内産業の脱炭素化の一環として、回収したCO₂を国外の貯留サイトに輸出することを検討することになる。

インスティテュートの評価は、いくつかの国がロンドン議定書およびそれに続く同合意に対する2009年改正の暫定的適用の批准を通して、越境移動の問題に対処しようとしていることを明らかにしている。現在までに、ベルギー、デンマーク、エストニア、フィンランド、イラン、韓国、オランダ、ノルウェー、スウェーデンおよび英国の全てが、海底下地中貯留を目的としたCO₂の輸出を可能にする2009年改正を批准している。加えて、デンマーク、韓国、オランダおよびノルウェーは、同議定書の締約国による2019年の決定に従い、この改正の暫定的適用を利用するため、正式に宣言も寄託している。

国際的なコミットメントの批准に加え、いくつかの国はまた、自国の法/規制制度内の問題に対処するために手段を講じている。いくつかの国では、これらの活動を行っても、結果は未解決のままである一方で、他の国では法律が施行されるに至っている。例えば、ベルギーとデンマークは、2国間でCO₂輸送に関する覚書を正式に締結している。この合意は、2023年3月に開始したプロジェクト・グリーンサンド(Project Greensand)の実施を支援するにあたって重要であった。同様の取り決めは、欧州の他国間でも議論されており、ノルウェー、フランス、ドイツ、ポーランドおよびスウェーデンは全て、今後数年においてCO₂の越境移動を促進させる合意やパートナーシップを正式に締結するための手段を講じている。欧州外では、貯留実施許可が付与されている州にCO₂を輸入できるようにする法律がマレーシア・サラワク州で導入されている。

4 COUNTRIES HAVE DEPOSITED DECLARATIONS REGARDING THE PROVISIONAL APPLICATION OF THE 2009 AMENDMENT TO THE LONDON PROTOCOL

4か国がロンドン議定書に対する2009年改正の暫定的適用に関する宣言を寄託した



10か国がロンドン議定書の2009年改正*を批准している

*このうち指標評価に含まれているのは9か国のみである

4.1.2 CCS特有の法/規制枠組の強化

前回の指標評価以降の期間において、高度なCCS特有の枠組を有しているいくつかの国および地域では、制度が更に整備および強化されている。多くのケースでは、これらの整備は、個別の問題に対処するためや、依然として残っている障壁を取り除くため、もしくは地方制度の一環として新しい枠組を追加するために、詳細なモデルの上に成り立っている。

米国では、連邦と州レベルの双方で新しい法律が整備され、以前に整備された制度を更に強化および補完している。特に注目すべきは州レベルの介入であり、いくつかの新たな州がCCS活動を規制するための法律を導入している。連邦レベルでは、CCS投資に更なる資金を割り当てると共に、CO₂貯留の税インセンティブを増大させるために新しい法律が導入され、既存法を強化し、また政府の支援パッケージのギャップに対処している。

複数の地域で同技術を規制する包括的な法/規制枠組が導入されているオーストラリアでは、連邦政府の排出削減基金(Emissions Reduction Fund)の下でCCS事業が利益を上げられるようにするための新しい法律が導入された。低炭素農業イニシアティブ(Carbon Farming Initiative)法に基づく決定を通した新しいCCSメソッド(CC Method)の導入によって、CO₂を回収、輸送および恒久的に貯留するプロジェクトに、オーストラリア炭素クレジット(Australian Carbon Credit Units: ACCUs)を発行することが可能になる。現在までに1件のCCSプロジェクトがこのスキームの下で承認を受けしており、首尾よく貯留したCO₂排出量に対してACCUsを受け取れる資格を持つ。しかし、政府のセーフガード・メカニズム(Safeguard Mechanism)法に対する最近の改正は、この規定の適用をオンラインCCSプロジェクトに制限している。

4.1.3 早期プロジェクトの促進

世界の多くの国および地域において、法律はまだ形成段階にあるが、発表済み及び早期開発段階に入ったCCSプロジェクトの数は増加し続けている。多くのケースでは、これらの展開は、同技術に対する支援的かつ強化された政策環境の結果であるが、これらの政策体制を支えるにあたって法/規制枠組が重要な役割を担っていることは、今までの例からも明らかである。

2023年評価でスコアが向上している国々においては、法/規制枠組の改善と整備がプロジェクト普及支援を目的とした国内政策イニシアティブの重要な要素となっているように見受けられる。このアプローチは、CCS特有の法律の整備が、同技術の普及を支援し、インセンティブを与える上で政府対応の重要な側面となっている、インドネシアおよびマレーシアといった国において特に当てはまる。両国において、これらの展開は、国有石油・ガス会社によって一部開発される予定の最近発表されたプロジェクトを支援することになる。

2023年評価におけるパフォーマンスに依然としていかなる変化も見られない国・地域を含む、他の国・地域では、法律および規制の整備が、同技術の商業化に対する将来の政策的対応の重要な要素であると示されている。日本では、政府による最近のCCS長期ロードマップ(Long-Term CCS Roadmap)が同技術の国内普及を推進しており、2050年までに1.2～2.4億トンのCO₂貯留能力を達成することを目標としている。同国政府は、この目標を達成するための中心的な活動として、CCS特有の国内法の整備および施行を強調している。

42 地域的評価および結論

2023年評価結果の地域に焦点を当てたレビューは、世界におけるCCS特有法の状況に関する更なる見識を提供する。近年、法/規制上の展開の早さおよび規模は大幅に増大しており、いくつかの国および地域では大きな進展へとつながっているが、地域的評価は、同技術の普及に対する政策的野心が国内法/規制制度と釣り合っていない国が、依然として多いことを示唆している。次のセクションでは、2023年評価結果をより詳細に分析し、4つの地域におけるCCS特有の法律および規制の現状についてより幅広い定性分析を示す。

世界中でCCSを促進するための法/規制枠組
の整備と拡大に向けた機運が高まっている。





**23 NATIONS
WITHIN THE
REGION HAVE
RECORDED IMPROVED
SCORES IN THIS
ASSESSMENT**

欧州地域の23か国が本評価においてスコアの向上を記録した

**7 OF THE 10
HIGHEST-SCORING
NATIONS GLOBALLY
ARE EUROPEAN**

世界で最もスコアが高い10か国のうち7か国が欧州の国である

**MAJORITY OF
IMPROVEMENTS, HOWEVER,
REPRESENT MINOR
AMENDMENTS TO THEIR
LEGISLATIVE FRAMEWORKS**

しかし、スコア向上の大部分は法的枠組への小さな修正によるものである

欧洲

インスティテュートによる前回の評価以降、欧州連合加盟国(European Member States: MSs)およびより幅広い欧州諸国による法/規制上の進展が多く見られることから、2023年の結果は、この地域内の前進を明らかにしている。国の政策コミットメントや最近のプロジェクト発表に反映されているように、同技術の商業的な普及に改めて重点を置いたことが、いくつかの国において、既存の法/規制制度を大幅に改善することにつながっている。

多くのケースでは、これらの改善は、承認およびライセンス付与プロセスの合理化、依然として残っている障壁の除去および行政責任の明確化によって達成されている。先述の通り、CO₂の越境移動に重点を置くことは、欧州内のいくつかの国が、これらの活動を可能にするために正式な関係を結ぶ目的で合意や覚書を締結することにもつながった。デンマーク、ギリシャ、アイスランド、ノルウェーはこの

前進を実証しており、これらの国は全て、自国のCCS特有制度に重要な変更を行い、その結果、評価スコアを向上させた。

指標の以前のバージョンは、CO₂の地中貯留に関するEU指令(EU Directive)を各国が国内法化する際、国の法/規制制度の中で法制化された共有の法/規制目標の影響に言及している。その結果、多くの欧州諸国は、国内CCS活動を規制するにあたって確立された基盤を持つことになった。2023年評価は、多くの国および地域で同技術に対する政策コミットメントが強化され続けていく中で、いくつかの国がこの確立された基盤を足がかりに制度を構築していったことを示唆している。

インスティテュートは、欧州委員会の同技術に対する最近の政策および規制上のコミットメントが、同地域全体における更なるプロジェクトの発表と共に、国の法/規制枠組の強化へのより重点的な取り組みにつながると見込んでいる。

国が政策コミットメントや最近のプロジェクト発表に反映されているように、同技術の商業的な普及に改めて重点を置いたことが、地域内の前進につながっている。





EGYPT
REMAINS THE ONLY
NATION IN THIS REGION TO
RECEIVE AN IMPROVED
SCORE FOR ITS LEGAL
AND REGULATORY
REGIME

エジプトは自国の法／規制制度のスコアを向上させたこの地域で唯一の国である

**4 OF THE 10
LOWEST-SCORING NATIONS
ARE WITHIN THIS REGION**

最もスコアが低い10か国の中4か国がこの地域に属する

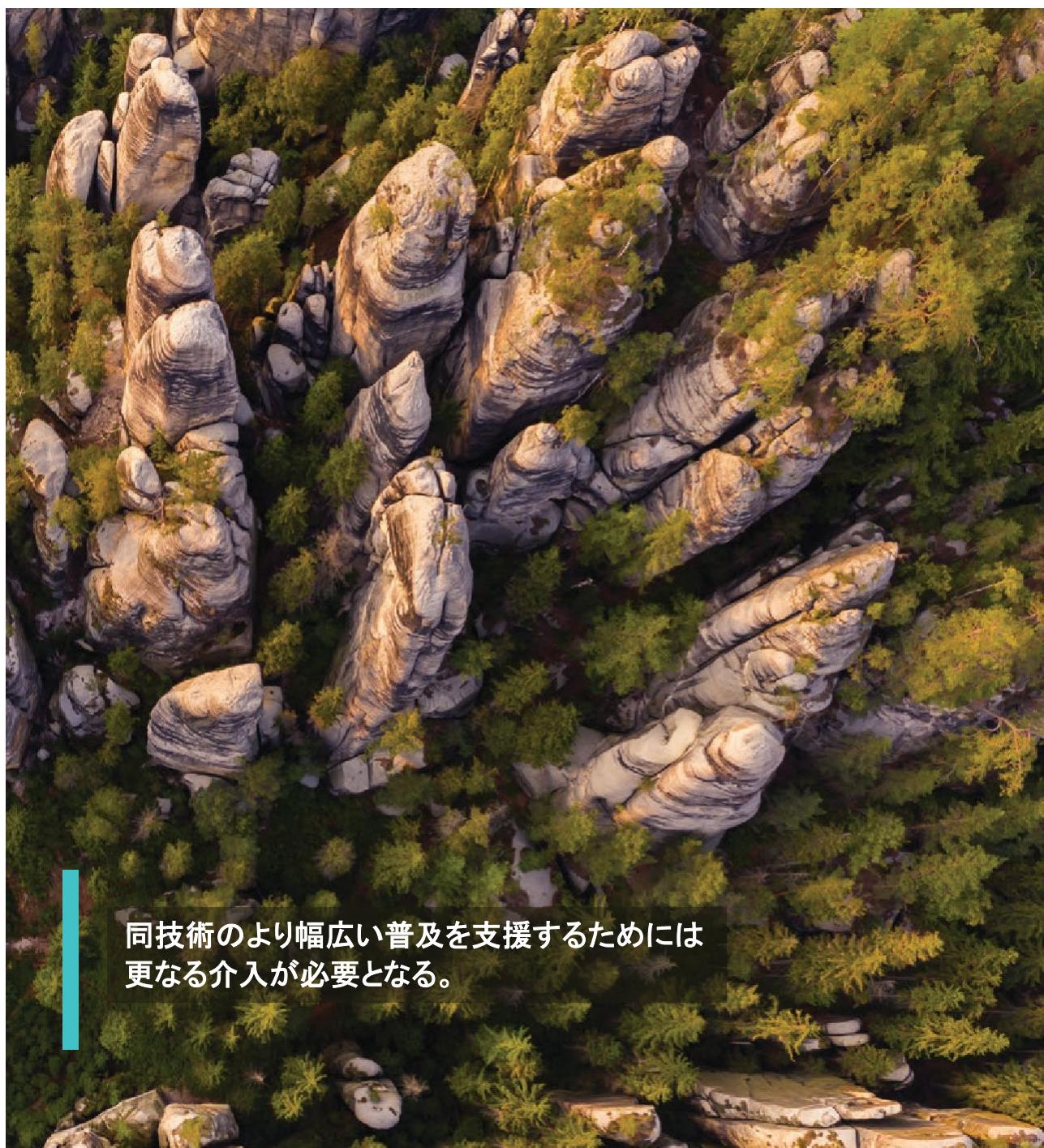
**ALL 6 COUNTRIES
SURVEYED
IN THE REGION
ARE YET TO
INTRODUCE
CCS-SPECIFIC
LEGISLATION**

この地域で調査した6か国はCCS特有の法律はまだない

中東およびアフリカ

中東およびアフリカ(MEA)の国々の一部は、依然としてインスティテュートによる評価の中でスコアが最も低い国である。これらの国の法制度は、引き続きCCSプロジェクト・ライフサイクルのいくつかの部分に適用される、わずかなCCS特有ないし既存の法律を反映しているに過ぎないことが、2023年評価から明らかになった。この結果は、インスティテュート指標の以前のバージョンと一致しており、これらの国では、政策展開およびCCS関連法の整備に対する関心、あるいはそのどちらかが、まだ初期段階にあることを改めて反映している。

評価されたMEA諸国の中でスコアを向上させたのは、エジプトのみである。2022年8月に導入された2017年エジプト投資法第72号(Egyptian Investment Law No. 72 of 2017)の改正により、CCUSプロジェクトは同国の単一承認システムの対象となった。同改正は、列挙された条件を2つ以上満たすCCSプロジェクトを戦略的ないし国家プロジェクトと見なすことを可能にしたため、そのようなCCSプロジェクトは迅速な承認手続きを利用できるようになった。



同技術のより幅広い普及を支援するためには
更なる介入が必要となる。



この地域の9か国でスコアの向上が見られた

TWO OF THE HIGHEST CLIMBING NATIONS ARE FOUND IN THIS REGION
INDONESIA AND MALAYSIA

最も大きく向上した国々のうち2か国はこの地域にある。インドネシアとマレーシアである。

AUSTRALIA HAS SECURED THE HIGHEST SCORE FOR A CONSECUTIVE EDITION OF THE INDICATOR

オーストラリアは本指標において連続で最高のスコアを獲得した

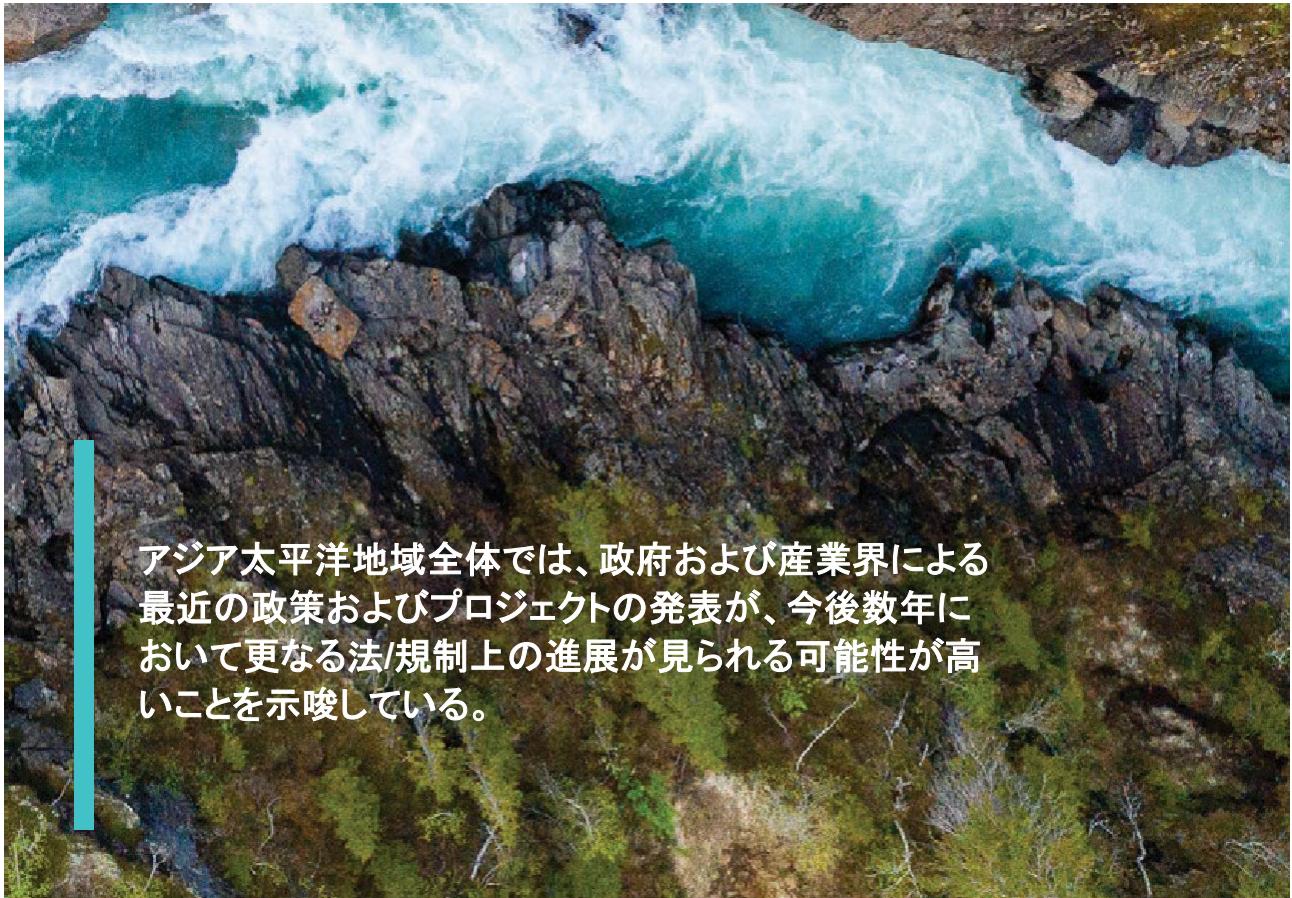
アジア太平洋

CCS技術は、この地域の気候緩和コミットメントの支援に重要な役割を担うことをますます期待されており、いくつかの国は、既に同技術の普及にインセンティブを与えるために政策支援を打ち出している。2023年評価の結果は、この地域全体における今までの前進を反映しているが、同時に同技術の規制にあたってまだアプローチを検討していない多くの国々が直面する課題を明示している。

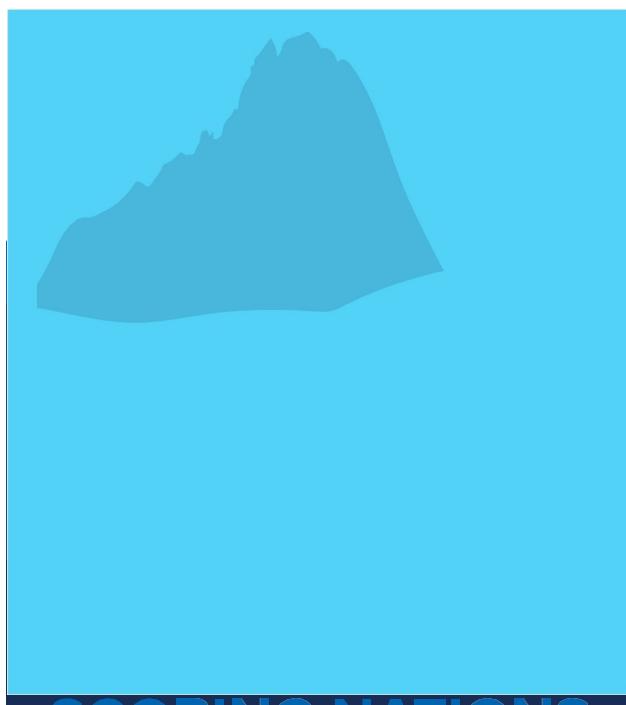
オーストラリアは、引き続きこの地域内で傑出した国であり、連邦および州の両レベルにおいてCCS活動に関する非常に高度な法/規制制度を有している。連邦制度は精緻であり、ビクトリア州、クイーンズランド州および南オーストラリア州においては州レベルの制度によって更に補完されている。2002年バロー島法(Barrow Island Act 2002)という形によるプロジェクト特有の法律は、西オーストラリア州バロー島(Barrow Island)のCO₂貯留を規制している。法/規制状況は複雑かつ包括的であるが、オーストラリアの制度を更に改善する余地はある。しかし、最近の活動は、連邦およびより広範な州の政府が、依然として残っている障壁に取り組み、規制状況を更に強化するために手段を講じていくことを示唆している。

アジア太平洋地域全体ではあまり進展がなく、2023年評価における多くの国のスコアはあまり変化がない。しかし、政府および産業界による最近の政策およびプロジェクトの発表は、今後数年において更なる法/規制上の進展が見られる可能性が高いことを示唆している。日本では、政府の2022年CCS長期ロードマップ(2022 Long-Term CCS Roadmap)においてCCS特有法の整備について言及しており、同国政府は現在、法律原案を準備している。韓国もまた、国家枠組計画(National Framework Plan)の中でCCUSを支援する法律の整備を公約している。

現在いくつかのCCSプロジェクトが開発の初期段階にある東南アジアにおいて、CCS特有の法/規制枠組を検討ないし実施している国は殆どない。近い将来CCSプロジェクトが規制されるためには、これらの国の多くの政策立案者および規制当局は既存の規制制度に頼らなければならなくなる。しかし、インドネシアおよびマレーシア・サラワク州における最近の展開は、これらの国における貯留作業を規制する詳細な法/規制枠組をもたらした。同制度は、この地域におけるCCS特有法の初めての例を示していることから、東南アジアの他国にも関係する可能性のある具体的なモデルや原則を提供している。



アジア太平洋地域全体では、政府および産業界による最近の政策およびプロジェクトの発表が、今後数年において更なる法/規制上の進展が見られる可能性が高いことを示唆している。



**SCORING NATIONS
GLOBALLY ARE IN
NORTH AMERICA**

スコアの世界トップ5のうち2か国は北米にある

**AMENDMENTS TO
EXISTING OIL & GAS
FRAMEWORKS IN
BRITISH COLUMBIA
& ALBERTA HAVE
LED TO IMPROVED
SCORING FOR
CANADA**

ブリティッシュコロンビア州とアルバータ州における既存の石油・ガス枠組に対する修正はカナダのスコア向上をもたらした

**NO UPDATES HAVE BEEN
RECORDED IN THE
COUNTRIES IN CENTRAL
& SOUTH AMERICA**

中南米諸国では最新情報も記録されていない

米州

米国およびカナダは、2023年評価の中では引き続き高得点獲得国であり、同技術のための規制枠組を改善し続けている。米国およびカナダの州も引き続き重要な役割を果たしており、これらの地域の規制当局および政策立案者は、その委譲された権限の下でCCS特有の制度を整備し、拡大し続けている。

先に強調したように、米国連邦政府は、プロジェクト開発に向けたインセンティブを拡大するだけでなく、同国の外縁大陸棚(Outer Continental Shelf)における沖合CO₂貯留を可能にするための法律を施行した。これらの展開は、州レベルの活動やCCS活動を規制する新しい法律の導入によって更に補完されている。これらの規制制度を更に拡充し、依然として残っている課題に対処するため、追加的な法律が今後数年のうちに整備されると予測されている。

カナダでは、ブリティッシュコロンビア州およびアルバータ州が引き続き同技術の規制を強化している。これらの州の制度に対する改善は、2023年評価におけるスコアの向上につながった。ブリティッシュコロンビア州では、同州の既存の石油・ガス制度に対する2022年改正が現在、同技術の包括的な保有権および承認枠組を規定している。一方、アルバータ州では、新しい規定により、同州の技術革新・排出削減規制(Technology Innovation and Emissions Reduction Regulation)の下でCCS活動に貯留クレジットが付与されるようになった。

中南米については、メキシコ、トリニダード・トバゴおよびブラジルの法/規制制度に大きな進展がないことから、状況は芳しくない。

米国の連邦および州レベルにおける更なる展開は、プロジェクト開発に向けたインセンティブの拡大だけでなく、CCS活動を規制する新しい法律の導入につながった。



5.0 方法論

インスティテュートの評価モデルは、CCSプロセスの個別の側面を規制する法/規制制度の有効性と包括性を判断するため、モデルの比較と各国状況の対比を中心に据えている。

インスティテュートの2023年評価を支える方法論は、以前のLRIから変わっていない。評価モデルはCCSを規制するための国および地方レベルの法/規制枠組の整備に対する各国のアプローチに焦点を置いている。現在までにCCS関連規制枠組が整備されていない国および地域では、このモデルを使用して、同技術の普及を支援し得る既存の法律および規制を評価することも可能である。

5.1 評価基準

CCS規制の様々なアプローチに対応可能な評価モデルの開発は、LRI評価の中核を成す。従って、結果として得られた評価方法論は、国のCCS制度の有効性と広範さに基づいて、各国の定量的および定性的な順位付けを行っている。

56か国それぞれの法/規制制度の評価は、いくつかの詳細な基準を精査することで可能となる。これらの基準は、同技術の包括的な法/規制モデルの中核的要素を反映するように設計されている。基準は、プロジェクトのライフサイクルを通して、そのプロジェクトの規制に重要である可能性が高い問題を取り上げており、CCSプロジェクトに関する行政上の取り決めや可能性のある許可手続きだけでなく、環境影響評価や市民協議規定等の関連問題も含んでいる。

以下の表1に示された5つの包括的な主要基準が、この評価の基礎となる。

1	CCSプロジェクトの規制承認を申請・取得する際のCCS法的枠組における行政プロセスの明瞭性と効率性。
2	立地、設計、回収、輸送、貯留、閉鎖および貯留されたCO ₂ の漏出可能性のモニタリングを含む、CCSプロジェクトのあらゆる側面を規定する法的枠組の包括性。
3	プロジェクトの適切な立地と適切な環境影響評価プロセスがCCSの法/規制上の枠組においてどの程度規定されているか。
4	有意義で効果的な利害関係者および市民との協議が、CCSの法/規制枠組においてどの程度規定され、組み込まれているか。
5	閉鎖、モニタリングおよびCO ₂ の偶発的漏出の長期的責任に関する法律および規制の在り方。

表1: 主要評価基準

評価方法論は、各国の制度を評価し、各主要基準に関する総合スコアを出すための更なるフィルターを提供するために開発された、更なる下位基準も伴っている。

52 各国の採点

レビューされた56か国の国および地方レベルの法規制枠組は、データベースとしてまとめられた。評価の結果とデータベースはその後、より広範な評価プロセスの基礎として使用された。

5つの主要評価基準の下に位置する様々な下位基準に照らした各国・地域の採点には、次の表2に示された採点尺度が使用された。全ての評価基準に与えられたスコアから集成スコアが導き出され、それがLRIにおける各国の合計スコアの基礎となった。

3	明確かつ明白に基準を満たすことができる
2	条件ないし制限の下で、基準をある程度満たすことができる
1	いくつかの小さな点でしか基準を満たすことができない
0	大部分において基準を満たすことができない

表2: 評価の採点尺度

結果の評価およびその後の採点は、グローバル CCSインスティテュートのスタッフとの協力の下 Baker McKenzie法律事務所チームが行った。



GET IN TOUCH

To find out more about the Global CCS Institute including Membership and our Consultancy services, visit globalccsinstitute.com or contact us.

AMERICAS

Washington DC, United States
americasoffice@globalccsinstitute.com

EUROPE

Brussels, Belgium
europeoffice@globalccsinstitute.com

AUSTRALIA

Melbourne, Australia
info@globalccsinstitute.com

MIDDLE EAST AND NORTH AFRICA

Abu Dhabi, United Arab Emirates
menaregion@globalccsinstitute.com

CHINA

Beijing, China
chinaoffice@globalccsinstitute.com

UNITED KINGDOM

London, United Kingdom
ukoffice@globalccsinstitute.com

JAPAN

Tokyo, Japan
japanoffice@globalccsinstitute.com

Copyright © 2023 Global CCS Institute

The Global CCS Institute and the author believe that this document represents a fair representation of the current state of law in the key areas and jurisdictions considered, however its content should not be construed as, or substituted for, professional legal advice. The Global CCS Institute has tried to make information in this publication as accurate as possible. However, it does not guarantee that the information in this publication is totally reliable, accurate or complete. Therefore, the information in this publication should not be relied upon when making investment or commercial decisions or provided to any third party without the written permission of the Global CCS Institute. The Global CCS Institute has no responsibility for the persistence or accuracy of URLs to any external or third-party internet websites referred to in this publication and does not guarantee that any content on such websites is, or will remain, accurate or appropriate. To the maximum extent permitted, the Global CCS Institute, its employees and advisers accept no liability (including for negligence) for any use or reliance on the information in this publication, including any commercial or investment decisions made on the basis of information provided in this publication.